

高等学校野球の関連規定

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

平成29年1月19日一部改正

1. 高等学校野球部員のプロ野球団との関係についての規定

昭和43年 交渉前に退部し登録抹消

平成9年10月改正(海外のプロ野球団を含むを追加)

平成9年10月改正(退部後の取り扱い補足事項追加)

平成16年8月改正(プロ野球団志望届導入)

平成17年5月改正(プロ野球志望届最終提出期限改正)

平成17年8月改正(プロ野球志望届提出期限繰り上げ)

平成18年3月改正(プロ野球志望届提出期限繰り上げ)

第1条 以下の各項に該当するものは、高等学校野球部員としての資格を失う。

従って、在学中に学校を代表するチームに加わって、試合をすることはできない。以下プロ野球団とは国内だけではなく、外国のプロ野球団をも含む。

- (1) 当該年度のプロ野球新人選択会議(以下ドラフトという)で交渉権確定以前に、プロ野球と正式に契約を結んだもの。
- (2) ドラフト以前に、正式の契約でなくとも、書類により、本人もしくは親権者がプロ野球団に入団の約束をしたもの。
- (3) いかなる名目であっても、プロ野球団またはその関係者より直接、間接を問わず金品を受けたもの。親権者が受けた場合も含む。
- (4) 正式入団契約以前に、プロ野球団のコーチを受けたり、練習または試合に参加したもの。
- (5) プロ野球志望届提出以前に、プロ野球団のテストを受けたもの。
- (6) 特定のプロ野球団に入団する旨を表示したもの。
- (7) 日本学生野球協会の適性審査の認定を受けていない元プロ野球選手の混じっているチームとの試合に出場したもの。

第2条 当該年度、所属する都道府県高等学校野球連盟に登録された野球部員は、たとえ自分が所属するチームが敗れたのちでも、また退部しても、全国高等学校選手権大会(全国大会)が終了する翌日以降までは、一切プロ野球団との交渉を持ってはならない。なお、国民体育大会に出場するチームは同大会終了する翌日以降まで交渉を持つことはできない。

第3条 野球部員は、プロ野球団との交渉を希望する場合、または入団テストを受けようとする場合は、それ以前に所属する都道府県高等学校野球連盟に、別に定める様式により「プロ野球志望届」を提出しなければならない。当該連盟は「プロ野球志望届」を受理後、受理月日を速やかに日本高等学校野球連盟へ報告し、報告を受けた日本高等学校野球連盟は、即日ホームページにその都道府県名、学校名、氏名を掲載、届け出がなされたことを公示する。

- (2) この「プロ野球志望届」は当該年度の全国高等学校野球選手権大会終了後の翌日以降、ドラフト開催日の2週間前までに所属都道府県高等学校野球連盟に提出することとする。ただし、日本野球機構傘下の球団以外のプロ野球団と入団交渉を受けたり、テストを受ける場合は、この期日以降もプロ野球志望届を所属連盟に提出してからでなければならない。

- (3) なお、野球部員が「プロ野球志望届」を提出したあと、プロ野球団と交渉したり、入団テストを受けることができるのは所属都道府県高等学校野球連盟に提出した翌日以降とする。

(注) 日本野球機構との合意により、プロ野球志望届をドラフト開催日の2週間前までに所属連盟に提出しない野球部員は、当該年度のドラフトでプロ野球団から指名を受けることはできない。

第4条 「プロ野球志望届」を提出した野球部員であっても、所属都道府県高等学校野球連盟の部員登録は卒業日まで継続するものとし、プロ野球団入団に関し、違反行為のないよう務めなければならない。もし、プロ野球団との関係について、違反行為があったときは必要な処分を科す。

第5条 プロ野球団から指名を受けた野球部員のその後の取り扱いは次の通りとする。

- (1) プロ野球ドラフト会議で指名後、または入団契約後であっても自校の練習に参加することができる。

- (2) プロ野球団と契約した野球部員が、自校の練習に参加できる期間は翌年（卒業年）の1月31日までとする。
- (3) プロ野球団の指名またはその契約をした野球部員が、当該球団からトレーニング用のメニューを指示され、それに沿ってトレーニングすることは差し支えない。
- (4) トレーニングメニューを指示された野球部員が、自校の監督にそのメニューを提出し、監督が新チームのトレーニングに応用しても差し支えない。
- (5) プロ野球団のトレーナーおよび関係者が当該野球部員の高等学校に出向いて直接指導することは禁止する。
ただし、当該野球部員が球団に出向いてメニューの疑問点や成果を相談することは差し支えない。
- (6) 当該野球部員が契約先のプロ野球団の練習に参加した場合は、たとえ翌年の1月31日以前であってもそれ以後は自校の練習に参加することはできない。
- (7) プロ野球ドラフト会議で指名された国体出場選手は、国民体育大会競技終了以前にその指名について諾否を含めたコメントを報道関係に表明しても差し支えない。

2. 高等学校新入生徒の野球部入部及び練習参加に関する規定（平成9年2月5日改正）

- (1) 高等学校新入生徒が野球部に正式に入部するのは、入学式終了後でなければならない。
- (2) 高等学校入学試験に合格した生徒で、中学校卒業式が終了したものは、3月25日（シーズン始め）以後、当該高等学校野球部の練習に参加しても差し支えない。ただし、高等学校入学までは保護者の責任の下、当該高等学校長の了承を得て練習に参加するものとし、3月31日までの練習参加については中学校長にも保護者から通知をしておくこととする。
なお、3月25日から31日までは独立行政法人「日本スポーツ振興センター災害共済給付」の適用が受けられないので、任意の傷害保険に加入するよう留意すること。
また、当該校の指導要録で、入学日が4月2日以降と規定されている場合は、その前日までを任意の傷害保険加入期間の対象としなければならない。
- (3) (2)項の規定について各都道府県高等学校野球連盟でさらに参加制限を設けてもよい。
- (4) この規定に適合する以外は、中学校生徒を高等学校野球部の練習に一切参加させてはならない。ただし、都道府県高等学校野球連盟に届け出た「中学3年生の体験入部」参加者は除く。

3. 高等学校野球部員登録についての規定

（昭和44年5月22日制定）

（平成7年12月8日改正）

（平成16年5月21日現行改正）

- (1) 各加盟校は、学年はじめに所属する都道府県高等学校野球連盟（以下都道府県連盟という）に全部員の登録をしなければならない。
ただし、その後の登録又は抹消については、その都度遅滞なく所属する都道府県連盟に届け得るものとする。
- (2) 大会出場選手は、登録部員の中から選ばなければならない。
- (3) 「プロ野球志望届」を提出した野球部員であっても、所属都道府県高等学校野球連盟の部員登録は卒業日まで継続するものとし、プロ野球球団入団に関し、違反のないよう務めなければならない。もし、プロ野球球団との関係について、違反行為があったときは必要な処分を科す。

4. 高等学校野球関係者（指導者、選手、部員）のラジオ、テレビ出演に関する許可条件

（昭和52年12月22日制定）

1. 商業宣伝に利用されないこと。
2. 金品等による謝礼を受けないこと。
3. 特定の個人をスター扱いした構成とならないようにする。
4. 芸能人やいわゆるタレントのインタビュー、対談及び同一画面での出演は認めない。
5. スタジオ取材ではユニフォームを着用しないこと。
6. 当該学校長の承認を得ること。
なお、事前に都道府県高等学校野球連盟の承認を得ること。

5. プロ野球志望届の提出について（平成16年8月6日通達）

1. 日本野球機構と合意した事項

- (1) 「プロ野球志望届」の提出は、自分のチームが敗れた後でも、全国高等学校野球選手権大会が終了（国民体育大会出場校は同大会終了）した翌日以後でなければならない。
- (2) 野球部員は、所属連盟に「プロ野球志望届」を提出した翌日以降でなければプロ野球関係者と接触できない。
- (3) プロ野球団のテストを受ける野球部員は、事前に「プロ野球志望届」を提出しなければならない。プロ野球団は、「プロ野球志望届」の提出が確認されない野球部員をテストに参加させてはならない。
- (4) プロ野球団は、「プロ野球志望届」が提出されない野球部員はドラフト会議で指名できない。プロ野球団との交渉やテストを希望する野球部員は、日本高野連の通達による日程で「プロ野球志望届」を所属連盟に提出しなければならない。

2. その他のプロ野球団（国内外）との入団交渉やトライアウト参加についても、届け手続きが必要である。

6. 高校野球関連テレホンカードの取り扱いについて

都道府県およびその地域内での販売を対象とした高校野球関連のテレホンカード発行の取り扱いについて、次の各項に基づき当該都道府県高等学校野球連盟で可否を決定下さい。

（申請方法）

1. 高校野球関連のテレホンカードを製作、販売しようとする業者またはグループ（以下業者とする）は予め次項で挙げた内容について、当該都道府県高等学校野球連盟に届け出た了承を得ることとする。
2. テレホンカードを発行、販売しようとする業者が届け出る内容は次の通り。
 - (1) 発行、販売責任者名と連絡先。
 - (2) 体裁、図柄など発行しようとするテレホンカードの記載する原稿案。
 - (3) 販売予定価格と販売予定期間、販売ルートなど具体的な販売方法。
 - (4) 製作予定枚数。
3. 全国高等学校野球選手権地方大会に関連したものは、別途当該業者でその都道府県の朝日新聞社支局など担当部局への届け出も別途必要とする。

（許可の基準）

1. 販売地域は当該都道府県内とし、他都道府県にわたる場合は関係都道府県の高等学校野球連盟ごとに当該業者が了承を得ることとする。
2. 券面には学校名（校章、校歌を含む）、指導者名、選手名のほかその顔写真やメッセージを使用することはできない
3. 正式な大会名を使用することはできない。（単に夏の高校野球〇〇大会などは差し支えない）
4. 販売価格は必ずしも利用度数に応じたもの（50度数が500円）でなくてもやむを得ないが、製作費を含む実費範囲内の価格とし、営利を目的としたものは認めない。
5. 前記基準に基づいたものであっても、ゴム印その他の方法で制限された学校名などを付加してはいけない

（その他）

1. 都道府県高等学校野球連盟でテレホンカードの発行を了承した場合、事後その内容と見本品（1枚）を添え、日本高等学校野球連盟にご報告下さい。
2. 前記基準以外の申請やご不明の点については、その都度日本高等学校野球連盟までご相談ください。
3. 全国高等学校野球選手権大会ならびに選抜高等学校野球大会出場校が記念配付目的として配付するものについては先の通達（昭和61年12月18日、日本高野連発 第1506号）通り、関係都道府県高等学校野球連盟を通じて主催者宛の申請が必要です。

テレホンカードの大会名使用許可基準内規

（昭和61年12月10日通達）

(設置目的)

最近、選抜高等学校野球大会並びに全国高等学校野球選手権大会に出場した学校から関係者への記念配布用にと、テレホンカード製作の問い合わせが多くなりました。

テレホンカードはいわゆる商品ですから、NTTなどが製作、販売する場合は大会名の使用を認めておりません。学校当局が自ら製作するとしてもアマチュアスポーツとして問題となるような体裁、図柄ではいけませんし、ましてテレホンカードが寄付金集めの材料として使われるようなことがあってはいけません。

そこで日本高等学校野球連盟では、大会名が使用できる範囲を次の通り規定し、学校当局がテレホンカードを製作する場合の許可基準とすることにしました。

(申請者)

1. 申請者は当該学校長とする。製作者など学校外関係者からの申請は受け付けない。

(申請方法)

2. 申請先は、選抜高等学校野球大会では日本高等学校野球連盟と毎日新聞社宛、全国高等学校野球選手権大会では日本高等学校野球連盟と朝日新聞社宛とする。

3. 別紙様式により図案原稿を添えて事前に申請、主催者の許可を得るものとする。

(許可の基準)

4. 配布は学校関係者に限定したものとする。
 5. 配付は無償としたものに限る。額面価格通りであっても対価を求めるものは不可とする。
 6. 指導者並びに選手の名前、写真（似顔絵も含む）、メッセージは、図柄として使用できない。
 7. 校名、校章、校歌の掲載は当該校の判断による。
7. 都道府県外試合の承認手続きについて（昭和63年3月25日改正）
 1. 都道府県を異にする2校間の試合は、日本学生野球憲章第17条4項に従い、派遣側関係連盟から当該試合が開催される都道府県高等学校野球連盟に承認照会手続きを行う。
 2. 開催承認手続きは、派遣側関係連盟が加盟校の申請により当該試合の開催日までに開催地側関係連盟に日程、対戦校名、場所、宿泊の有無、費用の負担状況を明記した文書を送付する。（様式1・・・省略）
 3. 派遣側関係連盟から照会を受けた開催地側関係連盟は、加盟校の届け出内容と照合、確認の上、派遣側関係連盟に可否を速やかに回答する。（様式2・・・省略）
 4. 当該試合終了後は、当該加盟校から試合結果など必要事項をそれぞれの所属連盟に速やかに報告させることとする。関係両連盟は、当該加盟校の報告内容に疑義があるときは、相手方関係連盟にその事実関係を照会すること（様式3・・・省略）とし、当該試合が申請内容に沿って予定通り行われた場合は、関係連盟間の照会手続きは行わない。
 5. 都道府県を異にする2校間の試合で、加盟校主催の場合は、当該試合を有料試合とすることは出来ない。
 6. 都道府県を異にする2校間の試合で、関係都道府県高等学校野球連盟主催のもとで当該試合を有料試合として実施する場合は、事前に派遣側関係連盟に開催概要と共に予算書を提示して承認、同意を得ることとする。また、終了後は試合結果と共に決算書（過不足金の処分方法を 含む）を送付し、報告することとする。
 7. その他
当該試合が宿泊を伴う場合は、派遣側関係連盟は当該校に様式1の記載事項の他に引率責任者名、宿泊先の連絡方法、個人負担など費用の負担状況を別途届けさせることとする。

※都道府県外試合の承認手続きの簡素化について

(平成13年3月24日 理事長会議)

- ① 派遣側連盟から開催地側連盟への事前連絡の手続きは従来通りとするが、開催側の連盟は、

内容を確認し疑問点がなければ受理するだけの作業となる。

- ② 宿泊を伴う場合、または平日で学業に差し障りがあると思われる場合の開催は、従来通り派遣側連盟から照会を受けた開催地連盟は、届出内容と照合、確認の上派遣側連盟に可否を速やかに回答することとする。

(平成22年3月 理事長会議)

- ※ 派遣側連盟は当該校からの届出について疑義がなければ、当該県で処理をし開催地への照会を省略できる。

8. 三都道府県が関係する試合開催について（平成7年12月8日改正）

これまで、いわゆる帯同試合を興行的な弊害があるとして禁止してきたが、次の基準を定めた上で加盟校間の交流と技術向上を図るため、平成8年度のシーズンインから許可する。

- ① 予め定められた都道府県外の試合開催手続きを行うこと。
- ② 有料試合でないもの。
- ③ 主催は当該高等学校または都道府県連盟に限り、当該校、所属連盟以外の団体を共催、後援などに加えることはできない。
- ④ 連続した日程での三都道府県にまたがる試合は、2日以内とする。また順位を争う大会とすることはできない。
- ⑤ 当日3校以外の高等学校がしてもよいが、その場合、関係する高等学校は三都道府県以内とすること。

「良い例」

①大阪・A1校グラウンドで開催

第1日	A1校（大阪）－ B校（東京）
	A2校（大阪）－ C校（鹿児島）
	B校（東京）－ C校（鹿児島）
第2日	A1校（大阪）－ C校（鹿児島）
	B校（東京）－ C校（鹿児島）
	A2校（大阪）－ B校（東京）

「悪い例」

①沖縄・E球場で開催

A1校（大阪）－ B校（東京）
A1校（大阪）－ D校（秋田）

②大阪・A1校グラウンドで開催

B校（東京）－ C校（鹿児島）
B校（東京）－ D校（秋田）
C校（鹿児島）－ D校（秋田）

9. 高等学校野球のアウトオブシーズンについての規定（平成25年5月24日改正）

<下線が改正箇所>

(1) アウトオブシーズンの期間

高等学校野球のアウトオブシーズンは 12月1日より翌年3月19日までとする。

(2) アウトオブシーズン中の活動

高等学校野球におけるアウトオブシーズン中の活動は練習に主点を置くこと。

ただし、3月8日から学校の授業や行事に差し支えない限り、練習試合（都道府県外を含む）を行ってもよい。

3月8日と設定された解禁日までは同一地域にあるといえども、他校との合同練習、練習試合はできない。なお、自校グラウンドで、自校の部員を分けたり、OBを加えて試合することは差し支えない。

(3) 選抜高等学校野球大会出場校の取り扱い

選抜高等学校野球大会出場校（補欠校を含む）は、前項但し書きの練習試合はできるが、出場校間の試合は同大会終了までできない。

なお、壮行試合など公式行事はできない。また大会参加途上の試合は禁止されてきたが、往路に限り途中で試合をしても差し支えない。

また、母校出発日は、従来選抜大会最終日からさかのぼって3週間を超えないこととする。なお曜日の関係もあり、毎年選抜大会の会期が決定した後、出発制限日の確認をする。

(4) 特例措置

海外交流など特別な事情のある場合、日本高等学校野球連盟の承認を得たものはアウトオブシーズン中であっても試合することは差し支えない。

以上

10. アウトオブシーズンにおける合同練習について

財団法人 日本高等学校野球連盟

平成7年12月8日改正

平成17年3月22日改正

平成24年11月29日（下線部改正）

- 1) 当該都道府県内の高等学校で、予め当該学校長の承認を得た上、所属連盟に届け出て許可を得た2校間に限る。その際、許可申請は両校ともに当該所属連盟に申請手続きをすることとする。なお都府県境地域で、近隣の学校との合同練習は例外として許可する。
- 2) 合同練習が許可される要件は次の通りとする。ただし、合同練習では試合はできない。
 - ① 自校のグラウンドが事情により使用できないもの。
 - ② どちらか一方の部員数が15人程度以下で、十分な練習ができないもの。
 - ③ その他合同練習を行うのに相当な事情があるもの。
 - ④ 前記①～③の要件以外での合同練習は、土日祝などの休日および冬期休暇中に5回（いずれの学校とも）まで行えることとする。この合同練習も前項同様予め所属連盟に届け出て許可を得ることとする。
- 3) 「部員不足に大会参加の特別措置」を受けて大会参加した加盟校が翌シーズンも同様の連合チームで大会参加をする場合は上記1)、2)の限りでは無く、下記の内容を所属連盟に届け出て許可を得て認めることとする。
 - ① 別紙様式に練習計画、場所、引率責任者など必要事項を記入し、必ず所属の都道府県高等学校野球連盟の承認を得ることとする。なお、練習試合など、対外活動を行うことはできない。
 - ② 措置で認められた校数であれば、校数は問わない。
 - ③ アウトオブシーズン中に合同練習を行い、翌春に新入部員が入部し、それぞれ単独で春季大会へ出場することも可とする。その場合、単独で大会参加する場合は速やかに所属連盟に申し出ることとする。
 - ④ 単独廃校ルールを適用した加盟校に対しては、原則として単独の学校でアウトオブシーズン中の練習を行うこととする。なお、翌春の春季大会に、引き続き単独廃校ルールで大会参加をする際には、各都道府県によって春季大会の開催時期が異なるため、その都度、所属連盟と加盟校で対応を検討することとする。
 - ⑤ 合同練習を行う際は、移動中に必ず事故の無いよう責任教師が責任を持って引率する。
 - ⑥ 合同練習を行う際、連合チームの関係する全ての学校長の承認を必要とする。

中等教育学校の取り扱い

平成14年3月21日に開いた第3回全国理事会で、中高一貫の中等教育学校での指導者の責任と、いわゆる中学生と高校生の練習に関する取り扱いを審議、次の通り決定した。

- ① 原則として中等部と高等部の登録する指導者は別に定めること。
ただし、副部長など、いわゆるサブ登録者として双方に登録してもよい。
- ② 高等部の指導者が中等部の練習を指導しても差し支えない。
(通常は勧誘行動防止のため、連盟の許可なく中学生の指導はできないことになっている)
- ③ 原則として中等部と高等部の練習は区分すること。ただしやむを得ず双方が合同で練習をするときは、中等部の生徒を中心とした練習に限る。いわゆるバッティング練習など、ボールを使った練習で、高等部に中等部の生徒を参加させることはできない。

平成15年12月1日改正

- ④ 地域連携型中高一貫校の取り扱いについて
平成14年3月21日決定された、中高一貫の中等教育学校で、中学校大会終了後、いわゆる中学3年生が、高校の部で当該校の校長の承認があれば練習に参加することができるとした措置に、地域連携型の中高一貫校も適用することができる下記の緩和策を決定しました。
なお、この場合の地域連携形の中高一貫校は、当該都道府県教育委員会などが決めた枠組を指すものとする。

中等教育学校（私学の中高一貫校を含む）野球部で、中学校大会終了後、いわゆる中学3年生を高校の部活動に参加させることは、当該学校長の承認があれば差し支えない。また、私学の中高一貫校は同一の校長管理下によるものとする。

中学・少年野球指導研修会講師派遣要領

平成6年3月25日
第3回全国理事会決定事項

1. 派遣の目的
中学・少年野球の正しい育成と発展を側面から援助するため、高校野球関係者の講師派遣を行う。
2. 派遣の手続き
講師の派遣は、研修会主催者が必ず講師が所属する都道府県高等学校野球連盟の承認を得なければならない。
当該都道府県高等学校野球連盟は研修会終了後、その概要を把握しておくこと。
3. 派遣の条件
 - (1) 主催者は次のものに限る。
 - ・都道府県高等学校野球連盟及びその支部組織
 - ・中学・少年野球関係団体

- ・都道府県ならびに市町村教育団体
- (注) 商社の主催、後援、協賛したものは派遣できない。

- (2) 講師の人選
 - ・原則として所属都道府県高等学校野球連盟が、指導者としてふさわしいものの中から人選する。
- (3) 経費
 - ・参加者から当日の実費負担以外の参加料を徴収しないもの。
 - ・講師は、派遣に必要な交通費、宿泊費、雑費以外は受け取ってはいけない。
- (4) その他
 - ・講師は中学生の引き抜き、勧誘を行ってはならない。
 - ・対象となる研修会は少年野球の単独チームであってはいけない。
 - ・参加者ならびに他の講師で、日本学生野球協会の資格認定を受けていないプロ野球関係者がいる場合は、予め都道府県高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を通じて日本学生野球協会の許可を得ること。

加盟に関する規定

1. 加盟校
 - (1) 日本高等学校野球連盟並びに都道府県高等学校野球連盟主催の各種大会及び国民体育大会に参加できる学校は都道府県高等学校野球連盟に加盟したものに限り。
 - (2) 大会に参加するチームはその学校の代表であることを要する。
2. 分校の取り扱い（昭和31年施行）

遠隔地または交通不便等の理由で本校と同一チームとして行動できない分校は、日本高等学校野球連盟の承認を得ればそれぞれ単独で加盟することが出来る。承認された分校は、当該都道府県高等学校野球連盟に単独加盟することを要する。
3. 定時制の取り扱い

全日制と定時制が同一学校であれば合同チームとして大会に参加できる。また全日制と定時制がそれぞれ単独に加盟することもできる。なお一旦合同チームまたは単独チームとして加盟した学校は年度途中に加盟の変更はできない。
4. 通信制高等学校野球部の取り扱い（昭和45年5月25日施行）

通信制高等学校野球部の加盟については、当該都道府県高等学校野球連盟を通じて日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

 - (1) 当該都道府県高等学校野球連盟がその学校が加盟したのちも十分な指導、監督の責任が持てるものに限る。
 - (2) その学校は一都道府県内に在住する生徒を対象とし、学校を代表する一つの野球部として活動しているものに限る。
 - (3) その学校の野球部は学校長が指導者としてふさわしいと認めた野球部長、監督の責任の下に活動しているものに限る。
 - (4) 高校野球は教育の一環として行っている建前から、その目的達成及び指導者が選手、部員を掌握、指導するためにはシーズン中全員が集まって週2回以上活動出来るものに限る。ただしこれ以外に一チームが各集団に分かれて各々に練習を行う場合、各集団毎に責任者が指導に当たることとする。
5. 単位制高等学校の取り扱い

現在活動の実態が十分把握できていないので加盟申請があった時点で日本高等学校野球連盟にお

いて慎重に検討する。

6. 高等専門学校野球部の取り扱い（昭和38年1月施行、昭和40年5月24日改正）

- (1) 高等専門学校の希望があれば、特例として第3学年までの生徒で組織するその野球部が都道府県高等学校野球連盟に加入することを認める。ただし、日本高等学校野球連盟において開催する諸大会に出場できるものは、日本高等学校野球連盟の大会参加者資格規定に適合するものに限る。
- (2) 都道府県高等学校野球連盟に加入したその野球部の選手、部員は高等専門学校の大会には出場できない。ただし、3年生の選手、部員に限り本連盟の部員登録を抹消したのものについては全国高等専門学校野球大会に出場することができる。

7. 特殊教育学校野球部の取り扱い（昭和46年5月25日施行、同49年8月8日改正）

特殊教育学校野球部の加盟については、当該都道府県高等学校野球連盟で全日制高等学校と同様の承認手続きを行う。

8. 外国人学校野球部の取り扱い〔特別措置〕（平成4年2月20日施行）

学校教育法第83条で認められた各種学校のうち、日本国内に居住する外国人を専ら対象とする学校について、都道府県高等学校野球連盟で当該校の教育課程ならびに部活動状況を調査し、日本高等学校野球連盟が審査、承認したものは都道府県高等学校野球連盟に加盟することができる。

9. 中等教育学校の取り扱い

平成11年4月から実施された中等教育学校（学校教育法第4章の二）は大会参加者資格規定で定める年齢制限に適合するものの参加資格を認める。